

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 平成31年4月5日（金）午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	藪	内	義	成
3番	山	本	喜	八郎
4番	中	西	義	晴
5番	吉	川	敏	彦
6番	上	田	幸	子
7番	田	中	壽	嗣
8番	内	田	裕	夫
9番	小	寺		均
10番	西	村		裕
11番	南		和	弘
12番	松	村	敏	彦
13番	林			勉
14番	田	口	洋	輔
15番	曾	束	竹	司
16番	南		秀	和
17番	内	田	孝	司
18番	小	森	保	豊
19番	茨	木		清
20番	林		吉	一

4. 欠席委員

2番	村	田	正	己
----	---	---	---	---

5. 会議録署名委員 8 番 内 田 裕 夫
 9 番 小 寺 均

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	梶 原 哲 郎
農業委員会事務局	田 口 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀

7. 議 事

- 議案第 1 号 総会報告案件に係る現地調査等の取扱いの一部改正
について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する
意見について（4 条許可）
- 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による（一時転用）許可
申請に対する意見について（5 条一時転用許可）
- 議案第 4 号 非農地証明交付願について（非農地証明）
- 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定につい
て（利用権設定）
- 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の決定につい
て（農地中間管理権）
- 議案第 7 号 農用地利用配分計画案に対する意見について
（農用地利用配分計画）
- 報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に
ついて（5 条届出）
- 報告第 2 号 農業用施設（農地法施行規則第 29 条第 1 号）の建築
届出について（農業用施設）
- 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項による賃貸借契約合意解
約の通知について（賃貸借合意解約）
- 報告第 4 号 農地の使用貸借解約通知書について
（使用貸借の合意解約）

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、ご案内をしておりました時刻になりました。平成31年第4回久御山町農業委員会定例総会に先立ち、今年度、平成31年4月1日付けで、農政に関わる部署である事業建設部に異動がありましたので、ご報告をさせていただきます。平成28年4月より3年間、事業建設部長をしておりました「高田」が、「民生部部长」に異動をいたします。

高田民生部長より、一言ごあいさつをお願いいたします。

(高田部長)

～ 高田民生部長 あいさつ ～

(事務局長)

続きまして、新たに「事業建設部長」として配属されました「岡本」でございます。「総務部行財政課長」からの異動でございます。

岡本部長、一言ごあいさつをお願いいたします。

(岡本部長)

～ 岡本部長より あいさつ ～

(事務局長)

農業委員会の事務局は、引き続き局長が「梶原」、局員が「田口」、「中村」、「高橋」の4人体制となります。

貴重なお時間をいただきましてありがとうございました。高田部長、岡本部長は公務がございますので、退席させていただきます。

(高田部長・岡本部長)

どうもありがとうございました。

～ 高田部長、岡本部長 退席 ～

(南秀和委員 午後1時35分 入室)

(事務局長)

それでは、平成31年第4回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。なお、本日は村田委員から欠席届けをいただいておりますのでご報告いたします。それでは、本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

開催にあたりまして、田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

- 総会報告案件に係る現地調査等の取扱いの一部改正について
- 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について（4条許可） 1件
- 農地法第5条第1項の規定による（一時転用）許可申請に対する意見について（5条一時転用許可） 1件
- 非農地証明交付願について（非農地証明） 1件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権設定） 18件
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（農地中間管理権） 2件
- 農用地利用配分計画案に対する意見について（農用地利用配分計画） 2件
- 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について（5条届出） 2件
- 農業用施設（農地法施行規則第29条第1号）の建築届出について（農業用施設） 1件
- 農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について（賃貸借合意解約） 1件

(会長)

○農地の使用貸借解約通知書について
(使用貸借の合意解約)

1 件

それでは、まず議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。8番の内田裕夫委員、9番の小寺委員でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、まず議案第1号総会報告案件に係る現地調査等の取扱いの一部改正につきましてを議題といたします。

事務局より説明を願います。

(事務局)

議事に入ります前に、さる3月26日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は略します。

4 番 中西委員

6 番 上田委員

7 番 田中会長

9 番 小寺委員

1 1 番 南和弘委員

1 7 番 内田孝司委員

事務局2名と都市整備課1名により実施しております。

それでは、議案書1ページをご覧ください。議案第1号総会報告案件に係る現地調査等の取扱いの一部改正についてでございますが、本件につきましては、事務局提案といたしまして、上程させていただきました案件でございます。総会報告案件に係る現地調査の取扱いにつきましては、1月総会におきまして、これまで報告案件についても現地調査を行って、その上で会長専決するという取扱いから、地元委員さんへの意見照会を経て、現地調査を行わず、会長専決する取扱

(事務局)

いに変更することについてご審議をいただきまして、可決をいただいたところでございます。この度、この取扱いにつきましましては、先月の3月22日の届出分から適用されるということとなっております、それまでの届出分3月20日までの届出分につきましましては、先ほど申し上げました3月26日に実施いたしました現地調査の方で、現地の確認をいただいたところでございます。また、事務の詳細につきましましては、3月の全員協議会においてもご説明させていただいたところでございますが、現在のところ、まだ1件も届出の案件が出てきていない状況にありまして、まだ、地元委員さんに照会はさせていただいていないという状況でございます。

この度の一部改正ということでございますが、こちら1ページ下、提案理由にございますとおり、農業委員及び農地利用最適化推進委員への総会報告案件調査依頼日から意見報告期限までを、届出日にかかわらず1週間程度確保できるようにするため、取扱いを改正するものでございます、ということで提案させていただいております、具体的にどういった事がかわるかというのが議案書の2ページ目でございます。2ページ目のほうをご覧ください。2ページ目の表、上の表が現行、下のほうが改正案の表となっております、現行というのが、この1月総会で審議いただいた結果ですね、変更がなされております、3月22日から施行されたものが現行のほうに入っておりますのでございます。ですので、ここの委員の事務等につきましましては、事務局から地元委員へ調査依頼を行った上で会長専決を行うというふうになっておりますし、現地調査のほうも、毎月25日の現地調査は実施しないというような取扱いになったということでございます。この度の改正につきましましては、この黒枠の部分のみの改正でございます。これまで、毎月20日までに届出の提出があった分につきましては、翌月の5日

(事務局)

の総会で報告するという取扱いをさせていただいております。これにつきましては、これまでの現地調査を実施していた時と同様の取扱いというような形で思っておったところですが、この度の5月の連休等がある状況では、20日直前に届出があった場合においては、総会の議案書発送までに会長専決を済ませるためには、委員の皆さまの調査期間を短かくせざるをえなくなりますので、届出日に関わらず1週間程度の調査期間を確保できるよう、この改正案にありますとおり、毎月20日までに会長専決した分について、翌月5日の総会で報告するという取扱いに変更してはどうかということで、事務局のほうから提案させていただいているところでございます。ということで、会長専決をするということは、地元委員さんへの調査依頼等が全て済んだ上で会長専決をしますもので、それが20日までに済んだ分についてのみ、翌月5日の総会で報告するという取扱いでございます。この取扱いについては、資料の2ページの一番下でございますように平成31年4月5日、これで問題ないということであれば、本日付で施行という事を考えておるところでございます。それでは、これで問題ないかの審議を、会長よろしくお願いいたします。

(会長)

ただ今、議案第1号の説明が終わりました。この件につきましては、今日まで色々と検討していただいた件でもございます。この件につきましては、何かご意見ご質問等ございませんか。

よろしいですか。よろしいですか、このように進めて行くということに成ります。この4月5日、今日からですね、これをご承認いただきますと、今日からこういう状況で進めていくということでございますが。よろしいですか。

～ よろしいと言う者有り～

(会長)

それでは、ご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第1号について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、4条許可を議題といたします。

受付番号1について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号1につきましては議案書3ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真1ページをご覧ください。

また、別添でお付けしております農地法第4条第1項の規定による許可申請書に係る意見書についてもあわせてご覧の上、審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第2号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第2号受付番号1の説明と現地調査の報告が終わりました。この件につきまして、何かご意

(会長)

見ご質問はございませんか。

よろしいですか、4条の許可の案件です。よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1に許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府のほうに進達をいたします。

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による一時転用ですね、一時転用の許可申請に対する意見についてを議題といたします。

受付番号2について、事務局より説明願います。

(事務局)

議案第3号受付番号2につきましては議案書4ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本件につきましては、●●●●の●●の工事のために、その周囲の農地を一時的に借り受けて、工事車両通路であったり、資材置場等に使用されるという案件でございます。こちらの備考欄に書かれておりますとおり、上の●●●●●●につきましては、使用期間が許可日から32年の7月31日まで、●●●の農地につきましては、平成31年8月31日までの使用期間となっております。これまでに農地に復元して土地所有者に返還するというような案件でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真2ページをご覧ください。

また、こちらにつきましても、別添でお付けしております農地法第5条第1項の規定による許可申請書に係る意見書のほうもご覧になり、審議をお願いいたします。

(事務局)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地について、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長)

議案第3号受付番号2の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、一時転用です。よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号2に許可相当とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可相当として京都府に進達をいたします。

続きまして、議案第4号非農地証明交付願についてを議題といたします。

受付番号2につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第4号受付番号2につきましては議案書5ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本件につきましては、当該土地につきまして、農地法施行以前より宅地として利用されていたと申請があったものでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の3ページをご覧ください。また、本日お配りさせて

(事務局)

いただいておりますカラー刷りの航空写真、こういった横刷りで、左肩にホッチキス止めしている書類、右肩には参考資料と書かれているものでございます。こちらのほうは参考に資料として配らせておりまして、1枚目は昭和23年3月30日撮影でございます。農地法の施行が昭和27年頃になりますので、これは施行前です。2枚目のほうが昭和36年5月25日の撮影でございます、こちらは農地法施行後の写真となっております。どちらの写真も白黒で非常に見にくい形にはなっておりますけれど、事務局のほうで見させていただいたところ、畝等は見当たらないのではないかなというような形でございます。

それでは会長、よろしく願いいたします。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号2の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第4号受付番号2の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、非農地証明です。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号2について、非農地として証明書を交付することに賛成の委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、非農地として証明書の交付をいたします。

(会長)

それでは続きまして、議案第5号に入ります。議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権設定を議題といたします。

受付番号17、受付番号20、受付番号22、受付番号27、4つになるんですが、この件については、借主が同じでございますので、まとめて事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第5号受付番号17につきましては議案書6ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真4ページ、上2枚の写真でございます。

また、議案第5号受付番号20については議案書9ページをご覧ください。所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真7ページをご覧ください。

続いて、議案第5号受付番号22につきましては議案書11ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、8ページ、詳細地図及び該当農地の写真8ページをご覧ください。

また最後ですが、議案第5号受付番号27につきましては議案書、飛びまして18ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真12ページをご覧ください。

利用権の設定につきましては、本日18件ございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、ただ今事務局より説明がありました4件につきまして、現地調査の報告をよろしくお願いいたします。

(●●委員)

議案第5号受付番号17と受付番号20と受付番号22、受付番号27の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題がないものと思われま

(会長)

ただ今、議案第5号受付番号17、受付番号20、受付番号22、それから受付番号27、4件ありますが、4件の説明と報告が終わりました。借主が同じということで、一括してご意見を賜りたいと思います。何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。一括で審議をお願いをいたしたいと思

います。よろしゅうございますか。それでは、特にご意見ご質問もないよう

でございます。それでは採決に入りたいと思

います。議案第5号受付番号17、受付番号20、受付番号22、それから受付番号27について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

(事務局)

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして受付番号18について、事務局より説明願

います。議案第5号受付番号18につきましては議案書7ページを

ご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページ、上2枚の写

- (事務局) 会長よろしく申し上げます。
- (会長) それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いいたします。
- (●●委員) 議案第5号付番号18の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。
本件の該当地については、特に問題がないものと思われま
- (会長) 議案第5号受付番号18の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。
よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第5号受付番号18について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。
- それでは、続きまして受付番号19ですね、と、受付番号26について、2件ありますが、これも借主が同じでございますので、まとめて事務局より説明を願
- (事務局) 議案第5号受付番号19につきましては議案書8ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真6ページをご覧ください。

(事務局)

また、議案第5号受付番号26につきましては議案書飛びまして、16ページと17ページをご覧ください。17ページにつきましては、貸し手の詳細となっております。その他の内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真11ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、2件の現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●委員)

議案第5号受付番号19と受付番号26の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題がないものと思われま

(会長)

ただ今、議案第5号受付番号19、それから飛びまして、受付番号26の説明と報告が終わりました。この件について、特にご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、それでは採決に入ります。議案第5号受付番号19、それから受付番号26について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、受付番号21につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第5号受付番号21につきましては議案書10ページをご覧ください。内容につきましては記載の

(事務局)

とおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 4 ページ、下側のハウスの写真でございます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、現地調査の報告を調査委員、よろしく願いいたします。

(●●委員)

議案第 5 号受付番号 2 1 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地について、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長)

議案第 5 号受付番号 2 1 の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないよう
でございます。

それでは採決に入ります。議案第 5 号受付番号 2 1
について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお
願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま
す。

それから、次の案件に行きたいと思えます。議案第
5 号受付番号 2 3 に移りたいと思えます。本来なら、
●●●●がご出席でしたら、議事参与の制限で、退席
をお願いするところでございますが、今日は欠席とい
うことでございますので、進めていきたいというふう
に思えます。

それでは、受付番号 2 3 について、事務局より説明
を願います。

(事務局)

議案第5号受付番号23につきましては議案書12ページと13ページをご覧ください。13ページにつきましては、貸し手の詳細となっております。その他の内容につきましては、記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページの下側2枚の写真でございます。

それでは会長、よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いたします。

(●●委員)

議案第5号受付番号23の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地について、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長)

ただ今、議案第5号受付番号23の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないよう
でございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号23
について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお
願いたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたしま
す。

それでは続きまして、議案書14ページですね、受
付番号24について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第5号受付番号24につきましては議案書1
4ページをご覧ください。内容につきましては記載の

(事務局)

とおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 9 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いたいたします。

(●●委員)

議案第 5 号受付番号 2 4 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第 5 号受付番号 2 4 の説明と報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問はございますか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 5 号受付番号 2 4 について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは、続きまして受付番号 2 5、それから、受付番号 2 8 から 3 3 ですね。2 8、2 9、3 0、3 1、3 2、3 3 番ですね、につきまして、借主が全て同じでございますので、一括して説明をし、一括で審議をお願いをいたしたいと思っております。それでは、議案第 5 号受付番号 2 5、それから受付番号 2 8 から 3 3 ですね、事務局より説明願います。

(事務局)

議案第5号受付番号25につきましては議案書15ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真10ページの上2枚の写真でございます。

また、議案第5号受付番号28につきましては議案書19ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、飛びまして13ページ左上の写真でございます。

続いて、議案第5号受付番号29につきましては議案書20ページと21ページをご覧ください。21ページにつきましては、貸し手の詳細でございまして、その他の内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真14ページをご覧ください。14ページ左上の写真でございます。ねぎの写真でございます。

続いて、議案第5号受付番号30につきましては議案書22ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真15ページをご覧ください。15ページの上2枚の写真でございます。

また、議案第5号受付番号31につきましては議案書23ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真、戻りまして13ページの右上と左下の写真、及び14ページをご覧ください。14ページのほうは、右

(事務局)

上の●●●●●の写真が該当地でございます。

続いて、議案第5号受付番号32につきましては議案書24ページと25ページをご覧ください。こちらにつきましても、25ページは貸し手の詳細となっております。その他の内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真14ページ左下の写真となっておりますところでございます。

最後に、議案第5号受付番号33につきましては議案書26ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真10ページ下側2枚の写真でございます。●●●●●の土地でございます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いたします。

(●●●委員)

議案第5号受付番号25、受付番号28から受付番号33の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第5号受付番号25、それから受付番号28から受付番号33、7件だと思っておりますけど、7件の説明と報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

(●●委員)

はい。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

この該当地については、別に質問ないんですけどね。これ今、説明もうたけど、おそらく全部いけるやつやと思います。そんな早いもんじゃ、全然付いて行けてないさかいにね、こっちは。議案書見て、地図見て。2つぐらいまでは行けますわ。もう、3つになったら付いて行けへん。だから、質問ないですかと言われんねんやったら、もうちょっとゆっくりしてください。たぶん、ないと思いますよ。

(会長)

はい、説明がですね、一方的に行きましたので、なんかちょっとわかりにくい点があるかと思いますが、ただ今の●●委員のご発言につきましては、事務局と私どものほうも、じっくり協議をしていきたいというふうに考えております。

その他、特にご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。

それでは採決に入りたいと思います。議案第5号受付番号25、それから受付番号28から33について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

それでは、続きまして受付番号34につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第5号受付番号34につきましては議案書27ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真16ページをご覧ください。

(事務局)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それでは、まず現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。

(●●●委員)

議案第5号受付番号34の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

ただ今、議案第5号受付番号34の説明と報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

引き続き、利用権の設定でございます。よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第5号受付番号34について、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして議案第6号ですね。資料28ページになります。議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、農地中間管理権と議案第7号農用地利用配分計画案に対する意見について、農用地利用配分計画につきまして、関連する内容でございますので、一括の議題といたします。

それでは、まず議案第6号受付番号1ですね。1と議案第7号受付番号1につきまして、関連する内容でございますので、まとめて事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第6号受付番号1につきましては議案書28ページと29ページをご覧ください。29ページにつきましては、一部農地が共有名義になっておりまして、その詳細となっております。こちら、議案第6号につきましては、地主から農地中間管理機構であります京都府農業会議に貸し付ける案件となっております。右下備考欄にあります借り手予定者に農業会議から貸し付ける予定となっておりますところでございます。

次に、これに関連いたしまして、議案第7号受付番号1につきましては議案書31ページから35ページなんですけども、そちらのほうをご覧ください。31ページにつきましては、その借り手の農業経営の状況でございます。32ページからが、京都府農業会議が定める予定となっております配分計画の案となっております。詳細につきましては、33ページの所でございます。京都府農業会議から、この●●さんのほうにこの3つの農地を貸し付けるというふうな内容となっておりますところでございます。34ページ以降は、その共通事項としまして、貸付の条件等が書かれておるところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の15ページ、この写真の下側2枚の写真、市田南観世76、77、78の案件でございます。

農地中間管理権につきましては、本日2件でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項、黄色の用紙の内容により審議をお願いいたします。

また、農用地利用配分計画につきましては、久御山町のほうから意見を求められているものですので、合わせて審議をお願いいたします。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●●●委員)

議案第6号受付番号1及び議案第7号受付番号1の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われれます。以上です。

(会長)

ただ今、議案第6号受付番号1と議案第7号受付番号1の説明と報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第6号受付番号1の可否については、可とし、議案第7号受付番号1につきましては、「意見なし」と町に回答することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第6号受付番号1については、可とすることに決定し、議案第7号受付番号1につきましては、「意見なし」と町に回答いたします。

それでは、これから審議をいただく議案第6号受付番号2と議案第7号受付番号2につきましては、●●委員に関する案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事の参与の制限によりまして、審議の開始から終了まで退席をお願いをいたします。終了後、入室、また着席をしていただきます。

(●●委員 午後2時17分 退席)

(会長)

それでは、議案第6号受付番号2と議案第7号受付番号2につきまして、関連する内容ですので、まとめて事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第6号受付番号2につきましては議案書30ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本件につきましては、地主さんから京都府農業会議に貸し付ける案件でございます。右下備考欄にございます借り手予定者に貸し付ける内容となっておりますところでございます。

関連いたしまして、議案第7号受付番号2につきましては、議案書飛びまして、36ページから40ページの所が該当ですけれども、そちらのほうをご覧ください。36ページにつきましては、受け手農家さんの農業経営の状況となっております。37ページ以降が農用地利用配分計画案の写しでございます。貸し借りの詳細につきましては、38ページにございまして、こちらを農業会議から担い手農家さんのほうに貸し付ける内容が記載されているところでございます。39ページ以降は、共通事項ということで、貸付の条件等が記載されているものでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の17ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いたします。

(●●●●委員)

議案第6号受付番号2及び議案第7号受付番号2の案件につきましては、現地調査の報告をさせていただきます。

本件の該当地については、特に問題ないものと思われまますので、よろしくお願いたします。

(会長)

ただ今、議案第6号受付番号2と議案第7号受付番号2の説明と報告が終わりました。この件につきましては、ご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第6号受付番号2の可否については、可とし、議案第7号受付番号2につきましては、「意見なし」と町に回答することに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第6号受付番号2については、可とすることに決定し、議案第7号受付番号2については、「意見なし」と町に回答いたします。

(●●委員 午後2時20分 入室)

(会長)

それでは進めてまいりたいと思いますが、これで、審議のほうは全て終わりたいと思います。これより報告に入ります。

報告第1号受付番号1農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号1につきましては議案書41ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真18ページをご覧ください。

本件につきましては、3月26日に現地調査をさせていただきまして、同日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号1ですね、1の報告がありました。この件につきましては、何かご意見ご質問ございませんか。

(会長)

5条の届出の案件ですけど、よろしいですか。特に、ご意見ご質問もないようなので、次の報告に行きます。

受付番号2について、事務局より報告をお願いします。

(事務局)

報告第1号受付番号2につきましてもは議案書42ページをご覧ください。内容につきましてもは記載のとおりでございます。

所在地につきましてもは、詳細地図及び該当農地の写真19ページをご覧ください。

本件につきましても、3月26日付けで会長専決ということで届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号2の報告がありました。この件について、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特に、ご意見ご質問もないようでございますので、次の報告に行きます。

報告第2号農業用施設(農地法施行規則第29条第1号)の建築届出について、農業用施設の建築です。これにつきましても、事務局より報告願います。

(事務局)

報告第2号受付番号2につきましてもは議案書43ページをご覧ください。内容につきましてもは記載のとおりでございます。

所在地につきましてもは、詳細地図及び該当農地の写真の20ページをご覧ください。本件につきましてもは、すでに着工されておりましては、指導の下、届出のほうが出された内容となっております。

(事務局)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第2号受付番号2の報告がございました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特に意見ご質問もないようでございますので、続けて次の報告に行きます。

報告第3号受付番号2農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知につきまして、事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第3号受付番号2につきまして議案書44ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。本件につきましては、網掛けされていない部分の農地、2筆のみの貸し借りについて解約するというような内容でございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真21ページと22ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第3号受付番号2の報告がありました。この件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございますので、次の報告に行きます。報告第4号農地の使用貸借解約の通知書につきまして、事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第4号受付番号3につきましては議案書45ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

(事務局)

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 2 3 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

報告第 4 号受付番号 3 の報告がありましたけど、この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、使用貸借の解約です。よろしいですか。特に、ご意見ご質問もないようですので、これで、本日予定をしておりました議案の審議と報告は全て終わりたいと思います。

————— 午後2時26分 終了 —————